

## 岡山県企業局優良業務表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は、岡山県企業局が発注した建設工事に関する業務（現場技術業務を除く。）の中から、優良な業務を実施した建設コンサルタント等及び当該業務に従事した技術者を表彰することにより、良質な社会資本整備の推進と業者及び技術者の技術力及び意欲の更なる向上を目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「営業所等」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第4条第1項第2号に規定する営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）又はその他の支店若しくは事務所をいう。

2 この要領において、「常駐」とは、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤していることをいう。

### (表彰対象業務)

第3条 表彰対象業務は、岡山県企業局が発注した業務（岡山県企業局委託業務成績評定及び通知要領（平成27年4月1日施行）に基づき評定された業務に限る。）であって、次の各号の全てを満たすものの中から、評定点等を踏まえて選定した、特に優良な業務とする。

- (1) 最終設計金額が500万円以上の業務であること。
- (2) 主たる営業所を岡山県内に有している者、県内の営業所等に20人以上の技術者を常駐させている者又は岡山県知事による一級建築士事務所の登録を受けている者（建築工事に係る設計等に限る。）が受注した業務であること。
- (3) 県から直接受注した業務（共同企業体の構成員として受注した業務を含む。）であること。
- (4) 表彰実施年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完了し、評定点が80点以上の業務であること。

2 前項第2号における技術者は、設計金額が500万円以上の岡山県企業局が発注する建設工事に関する業務（現場技術業務を除く。）において、別表第1に掲げる主任技術者となりうる資格を持つ者とし、表彰対象年度における人数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が実施した業務については、表彰対象業務としない。

(1) 表彰対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）又は岡山県企業局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領による指名停止を受けた者

(2) 表彰対象年度に完了した業務において、評定点が65点未満の業務がある者

(3) 表彰対象年度に完了した業務において、評定点の平均が75点未満である者

(4) その他表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業務については、表彰対象業務としない。

(1) 委託業務成績評定において、評価項目の細別に減点がある業務

(2) 委託業務成績評定において、事故等による減点、かしの修補及び損害賠償による減点又は低入札価格調査における虚偽説明等による減点がある業務

(3) その他表彰対象業務とすることがふさわしくないと認められる業務

### **（表彰対象技術者）**

第4条 表彰対象技術者は、次の各号の全てを満たす技術者とする。

(1) 原則として前条に規定する表彰対象業務（異化「表彰対象業務」という。）の全期間において、主任技術者として従事していること。

(2) 表彰対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、表彰を受けることにふさわしくない行為又は状況がないこと。

### **（審査委員会）**

第5条 表彰対象業務及び前条に規定する表彰対象技術者（以下「表彰対象技術者」という。）を決定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、別表第2に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

6 審査委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

7 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

### **(事務局)**

第6条 審査委員会の事務局は、施設課に置く。

### **(表彰の方法)**

第7条 表彰は、企業局長が表彰状を授与する。

### **(表彰の取り消し)**

第8条 表彰決定日以降に、当該表彰対象業務が第3条第3項第4号若しくは同条第4項第3号に該当することが判明した場合又は当該表彰対象技術者が第4条各号に該当しないことが判明した場合は、双方又はいずれかの表彰の決定を取り消すことができる。

### **(その他)**

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要領は、令和7年1月22日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

|           |  |
|-----------|--|
| 業務種別      | 設計金額が 500 万円以上の業務で主任技術者となりうる資格               |
| 測量業務      | 測量士  |
| 設計業務      | 技術士、技術管理者、R C C M、土木学会認定上級土木技術者              |
| 地質・土質調査業務 | 技術士、技術管理者、R C C M、土木学会認定上級土木技術者、現場管理者、地質調査技士 |
| 用地調査等業務   | 補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する技術者、補償業務管理士            |

※技術士については、業務に該当する技術部門に限る。

別表第 2

| 委員長 | 副委員長 | 委 員                                      |
|-----|------|--|
| 局長  | 次長   | 総務企画課長、経営推進室長、施設課長<br>土木部技術総括監、土木部技術管理課長 |